

## 令和6年芽室町議会定例会の運営に係る一部改正について

令和5年度第29回議会運営委員会（令和6年4月22日）で決定した「令和6年芽室町議会定例会の会期」を次のとおり改正しようとするものである。

### 1 当初決定事項

芽室町議会会議条例第5条の規定により、令和6年5月8日（水曜）から令和7年4月30日（水曜）までの357日間とする。

### 2 改正事項

芽室町議会会議条例第5条の規定により、令和6年5月1日（水曜）から令和7年4月30日（水曜）までの365日間とする。

### 3 特記事項

「1：当初決定事項」中、日数の算定に誤りがあり（誤：357日間、正：358日間）、誤りを加味して改正しようとするものである。